

2026年6月23日

お客様各位

西京信用金庫

当座預金の「払戻請求書」による払戻しの取扱開始
および当座勘定規定改廃のお知らせ

平素は、西京信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、当金庫では、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、当座預金の「払戻請求書」による払戻しの取扱いを開始いたします。

また、この取扱開始に伴って当座勘定規定を改定等いたしますので、お知らせします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

1. 「払戻請求書」のご利用方法

当金庫所定の「払戻請求書」を使用し、日付・口座番号・おなまえ・金額をご記入いただき、当座預金のお届印を押捺ください。

※ご注意

- ・払戻請求書とともに「当座勘定入金帳」をご提示ください。なお、払戻しに際して正当な権限を有することを確認するために、本人確認等の手続きを求めることがあります。
- ・払戻しは口座名義人限りとし、払戻請求書の第三者への譲渡・交付はできません。
- ・「払戻請求書」による払戻しは、口座開設店でのみご利用いただけます。

2. 当座勘定規定の改廃

(1) 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（個人当座用）

(2) 改定内容

次頁以降の「当座勘定規定 新旧対照表」をご覧ください。

(3) 廃止する規定

- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 取扱開始および規定改定日

2026年7月1日（水）

以上

「当座勘定規定（一般用）」一部改訂 新旧対照表

（下線部分が改訂箇所）

旧（改訂前）	新（改訂後）
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手の受入は、2026年9月30日までといたします。</u>
第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>	第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (3) <u>当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印し提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> <u>（追加）</u>
第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>	第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 (5) <u>払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u>

旧（改訂前）	新（改訂後）
第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

※今般の改訂に関係しない条項については、全て省略しています。

「当座勘定規定（個人当座用）」一部改訂 新旧対照表

（下線部分が改訂箇所）

旧（改訂前）	新（改訂後）
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 第7条（小切手、手形の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 (4) <u>当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</u> 第8条（小切手、手形用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (5) <u>小切手用紙、手形用紙</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費</u>で交付します。	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手の受入は、2026年9月30日までといたします。</u> 第7条（小切手、手形の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (4) <u>当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印し提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> (5) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> <u>（追加）</u> 第8条（小切手、手形用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (5) <u>払戻請求書</u>の請求があった場合には、<u>必要と認められる枚数を交付します。</u>

旧（改訂前）	新（改訂後）
第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第13条（支払保証に代わる取扱） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第17条（署名鑑照合等） (1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第13条（支払保証に代わる取扱） 小切手の支払保証はしません。 第17条（署名鑑照合等） (1) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

※今般の改訂に関係しない条項については、全て省略しています。